

大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）第3条の規定に基づき、大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募市民
- (3) 市内保育所、市立幼稚園、小学校及び中学校のPTAの代表
- (4) 大阪狭山市社会教育委員
- (5) 関係団体代表
- (6) 市内保育所の所長、市立幼稚園の園長並びに小学校及び中学校の校長の代表
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 各委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は資料を求めることができる。

(検討委員会)

第8条 委員会の所掌事務を遂行するために、委員会に大阪狭山市教育振興基本計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

- 2 検討委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。